

日本脳炎予防接種（第2期）のお知らせ

日本脳炎の予防接種は、接種後に重い病気になった事例があったことをきっかけに、平成17年度から平成21年度まで、予防接種のご案内をお送りしていませんでした（積極的勧奨の差し控え）。

その後新しいワクチンが開発され、予防接種法施行令等の改正により、現在は**平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの方は、20歳未満（20歳になる誕生日の前日）まで日本脳炎定期予防接種を受けることができます。**

平成16年4月2日～平成17年4月1日生まれの方は、積極的勧奨を差し控えていた時期に第2期（4回目）接種の対象年齢であったため、第2期（4回目）接種が不足している可能性があります。母子健康手帳等接種記録をご確認のうえ第2期（4回目）の接種を受けてください。

なお、第1期接種（3回）が未接種の方についても20歳未満（20歳になる誕生日の前日）まで接種が受けられます。

※このお知らせは、市の予防接種台帳の記録（令和4年1月31日時点）に基づき、令和4年度内に18歳になる方（平成16年4月2日～平成17年4月1日生まれ）で第2期（4回目）未接種の方にお送りしております。

転入前の接種、任意接種、その他により既に接種を終えられている場合がありますのでご了承ください。既に第2期（4回目）の接種が完了している場合は対象となりません。

※その他の年齢の方へのお知らせは来年度以降に順次お送りする予定です。

1 日本脳炎定期予防接種の接種スケジュール

第1期接種（初回2回、追加1回）は3回、第2期接種（9歳以上）は1回、**計4回接種**します。既に接種を受けている回数、残りの接種回数と接種方法をご確認ください。**第2期（4回目）までの接種を20歳未満（20歳になる誕生日の前日）まで定期接種として無料で接種できます。**

接種を受けた回数		受ける回数	接種方法
0回	まったく受けていない	残り4回	6日以上、標準的には28日の間隔をおいて2回、2回目接種後6日以上、標準的にはおおむね1年の間隔をおいて3回目接種 3回目から6日以上の間隔をおいて4回目を接種
1回	1期初回の1回目済	残り3回	6日以上の間隔をおいて3回接種
2回	1期初回の1・2回目済	残り2回	6日以上の間隔をおいて2回接種
3回	1期初回2回・追加1回済	残り1回	6日以上の間隔をおいて1回接種
4回	2期（4回目）まで済	0回	接種は不要

2 実施場所 日本脳炎予防接種実施医療機関（別紙「多摩市予防接種実施医療機関」を参照）

3 その他

- ・接種を希望する方は、医療機関に必ず予約をしてください。
- ・**当日は、母子健康手帳と同封の予診票をお持ちください。また、住所地確認のため、医療証、健康保険証等をご持参ください。**
- ・18歳未満の方で保護者が同伴できない場合、**日本脳炎予防接種予診票と同意書の両方に保護者が署名**をして同意書と予診票を医療機関に提出してください。

★ 日本脳炎とは

日本脳炎とは、日本脳炎ウイルスの感染によっておこる中枢神経（脳や脊髄など）の疾患です。ヒトからヒトへの感染はなく、ブタなどの動物の体内でウイルスが増殖した後、そのブタを刺したコガタアカイエカ（水田等に発生する蚊の一種）などがヒトを刺すことによって感染します。東アジア・南アジアにかけて広く分布する病気です。症状が現れずに経過する（不顕性感染）場合がほとんど（過去には、100人から1000人の感染者の中で1人が発病すると報告されています）ですが、症状が出る場合には、6～16日間の潜伏期間の後に、数日間の高熱、頭痛、嘔吐などで発病し、引き続き急激に、光への過敏症、意識障害（意識がなくなること）、けいれん等の中枢神経系障害（脳の障害）を生じます。脳炎を発症した場合20～40%が死亡に至る病気といわれています。

【裏面あり】

★ 予防接種を受けるに当たって

① この予防接種の説明をよく読んで、予防接種の必要性や副反応についてご理解の上、お受けください。なお、「予防接種と子どもの健康(Vaccination and children's Health)」の外国語版(Foreign Language)をご希望の方は、下記 URL<予防接種リサーチセンター(Public Foundation of the Vaccination Research Center)>をご覧ください。利用規約を遵守し、ご利用ください。

<http://www.yoboseshu-rc.com/publics/index/8/>

- ② 予診票は、お子さんの健康状態を把握する重要な書類です。保護者が責任をもって記入してください。
- ③ 他の予防接種との間隔や、接種を受けるにあたっての注意事項は別紙「予防接種間隔表」でご確認ください。
- ④ 当日は診察しやすい服装で受けてください。
- ⑤ 時間的余裕をもって、日頃からお子さんの健康状態をよく知っている保護者の方が、お連れになってください。
- ⑥ **妊娠している方又はその可能性がある方は、原則的に接種することができません**ので、出産後又は妊娠していないことが確認された後、適当な時期に接種を受けてください。なお、予防接種の有益性が危険性を上回ると判断された場合にのみ接種できます。接種に当たっては、接種を受ける医師にご相談ください。

★ 副反応について

現在国内で製造販売され、使用されている乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンはジェービック V(以下、A とする) とエンセバック皮下注用(以下、B とする) があります。各製剤の臨床試験は別々に行われたものであるため比較はできませんが、ワクチンの添付文書によると、生後 6 月以上 90 月未満の小児で、以下の副反応が認められたとされております。

A では、123 例中 49 例(39.8%) に副反応が認められ、その主なものは発熱(18.7%)、咳嗽(11.4%)、鼻漏(9.8%)、注射部位紅斑(8.9%) であり、これらの副反応のほとんどは接種 3 日後までにみられたとされています。また、B では、163 例中 84 例(51.5%) に副反応が認められ、その主なものは発熱(21.5%)、注射部位紅斑(16.6%)、咳嗽(8.0%)、注射部位腫脹(6.7%)、鼻漏(6.7%)、発疹(5.5%) であり、これらの副反応のほとんどは接種 3 日後までにみられたとされています。その他にショック、アナフィラキシー、急性散在性脳脊髄炎(ADEM)、脳炎・脳症、けいれん、血小板減少性紫斑病などの重大な副反応がみられることがあります。

※なお、ADEM や脳炎・脳症の発症は日本脳炎ワクチンに特異的なものではありません。感染症の発症後、日本脳炎ワクチン以外のワクチン接種後、発症のきっかけと考えられる感染症やワクチンの接種がない場合もあります。

接種を受けたあと、万一異常がありましたら医師の診察を受けてください。

以上の内容は厚生労働省「日本脳炎ワクチン接種に係る Q&A」を一部転載(改変)しています。詳しい情報をご希望の方は下記 URL 先(厚生労働省「日本脳炎ワクチン接種に係る Q&A」)をご覧ください。

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou21/dl/nouen_qa.pdf

★ 予防接種による健康被害救済制度について

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。

ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因(予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等)によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。

問い合わせ先 多摩市健康推進課(多摩市立健康センター)

〒206-0011 多摩市関戸 4-19-5 電話 042-376-9111

R4.3.31